

特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について

騒音規制法及び振動規制法の規制地域



規 制 基 準

	区域区分	騒音規制法	振動規制法
基準値	1号・2号	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時	
	2号	午後10時～午前6時	
最大作業時間	1号	10時間/日	
	2号	14時間/日	
最大作業日数	1号・2号	連続6日	
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日	

1号 区域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
2号 区域	用途地域の指定のない区域
	都市計画区域外 (一部地域)
	上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
工業地域	
工業専用地域 (一部地域・騒音のみ指定)	

(注) 1 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用されます。
 2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。

特定建設作業（騒音規制法・振動規制法）

騒音	振動
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)	1 くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
2 びょう打機を使用する作業	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	4 ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
5 コンクリートプラント(混練容量0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練重量200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	(注)1 定格出力:1PS(仏馬力) = 0.7355kW 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー(低騒音型建設機械)は、下記の国土交通省のホームページ中の「騒音・振動対策」のページで確認できます。 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm
6 バックホウ(定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	
7 トラクターショベル(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	
8 ブルドーザー(定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	

各種くい打工法規制対象一覧

工法・機械名称			騒音	振動	備考	
既製くい	直打工法	ディーゼルパイルハンマ				
		ドロップハンマ				
		パイルエキストラクタ			くい引抜に使用	
		もんけん(人力を動力とするもの)	×	×		
		油圧ハンマ				
		エアーハンマ				
	振動工法	バイプロハンマ			くい引抜にも使用	
	圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(注)	×	くい引抜にも使用	
	埋め込み工法	プレボーリング工法	アースオーガ + 直打工法	×		先端打撃工法
		セメントミルク工法	アースオーガ + 根固め	×	×	先端根固め工法
中堀工法		アースオーガ + 直打工法	×			
現場造成くい (場所打くい)	オールケーシング工法(ベント工法)		×	×		
	アースドリル工法		×	×		
	リバースサーキュレーション工法		×	×		
	地下連続壁工法		×	×		

特定建設作業の規制 :対象 ×対象外

(注) くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打くい抜機は規制対象外